

「本庄市自発的活動支援事業」の申請団体を募集します！

「本庄市自発的活動支援事業」の申請の手引き

本庄市では、障害者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援するために、「自発的活動支援事業補助金」を創設し、団体の行う自主活動への事業補助を開始します。対象となる団体・サークルは、補助制度をご活用ください。

【事業概要】

補助金名	本庄市自発的活動支援事業補助金
趣旨	障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域で自発的な活動を行う障害者及びその家族等による団体に対して事業補助を行い、「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図ります。
補助対象団体	<p>※次の全ての要件を満たす団体が対象となります。</p> <p>① 主に市内在住の障害者及びその家族、地域民等で構成された おおむね 10 人以上の団体（構成員の 半数以上 が市内在住の障害者及びその家族であること）</p> <p>② 活動拠点を市内に置き、主に市内の障害者及びその家族、地域住民等を対象した活動を行っていること。</p> <p>③ 継続的な活動実績があること、又は継続的な活動が見込まれること。</p> <p>④ 構成員から会費を徴収している又は参加費を徴収していること。</p> <p>⑤ 団体の会則又は規約があること。</p> <p>【対象除外】</p> <p>(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体</p> <p>(2) 特定非営利活動法人以外の法人格を有する団体</p> <p>(3) 本庄市暴力団排除条例（平成 24 年本庄市条例第 20 号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者でないこと。</p> <p>(4) その他市長が適当ではないと認めた団体</p>

補助対象事業

区 分	対 象 事 業 例
①ピアサポート活動	障害者等やその家族が互いに悩みを共有することや情報交換のできる交流活動 (引きこもり対策のためのピアカウンセリング・サロン等)
②災害対策活動	障害者等を含めた地域における災害対策活動 (障害者の防災避難訓練、災害対策講習会等)
③孤立防止活動	地域で障害者等が孤立することがないように見守る活動 (障害者等に対する見守りや訪問等)
④社会活動	障害者等が仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動や障害者等に対する社会復帰活動 (障害者の社会復帰に関する情報提供や普及啓発等)
⑤ボランティア活動	障害者やその家族に対するボランティアの養成や活動
⑥身近な地域における「心のバリアフリー」推進のための活動	(ア) 地域住民が障害者に声をかけ、簡易な支援等を行うための実践的な研修の開催 (イ) 障害者等に対する一定の理解を有するとともに適切な支援を行うことの出来る地域住民を示すためのツールの周知及び頒布
⑥理解促進啓発・研修活動	障害者等に対する理解を深めるための研修や啓発活動
⑦その他	上記のほか市長が必要と認めるもの

補助対象経費

補助対象事業を実施するために必要な経費うち、次に掲げる経費

報償費	講師謝金など
旅費	講師の交通費・講師との打ち合わせのための交通費など
消耗品	事業に必要な事務用品など
印刷製本費	チラシ、資料の印刷代など 会員に配布する会報等は対象外
通信運搬費	郵便料など 電話料は対象外
使用料及び賃借料	会場または機材の借上げ費など
その他	その他市長が必要と認める経費

ただし、団体が行う当該補助事業に対して、国、他の地方自治体又はこ

	<p>れらに準ずる団体の補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>【補助対象外経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体運営のための経常的経費（総会・定例会・役員会の費用など） ・ 団体構成員の慰労・懇親ため活動に係る経費（懇親会・親睦旅行など） ・ 団体構成員に対する人件費及び謝礼（会員への謝礼支払いなど） ・ 交際費、慶弔費、食糧費（祝金、香典、飲食費など） ・ 対象事業の直接経費と認められない経費 <p>【注意事項】</p> <p>1 特定のもののみが事業に携わるのではなく、多くの障害者等やその家族、地域住民等が事業に関わるように努めること。 （単に、団体メンバーのみを対象とした事業は対象となりません。）</p> <p>2 特別に招く講師等を除き、各活動に参加する構成員や障害者等の食料費や交通費等、本人が負担すべき経費は、対象外とする。</p> <p>3 他の団体が主催する事業への単なる参加については、補助金の対象外とする。</p>
補助金額	<p>「補助対象経費」と「補助限度額」（1団体につき5万円）のいずれか低い方の金額</p> <p>※千円未満の端数があるときは切り捨てる。交付は一団体につき同一年度内に1事業限り</p>

【 手 続 き 】

①交付申請	<p>市が定める申請期間内に、必要書類を添えて障害福祉課に申請する。</p> <p>【必要書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本庄市自発的活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号） 2 収支予算書 3 団体の会則、規約等 4 団体の役員・会員名簿 5 補助対象事業の内容が分かる資料 等
②交付決定	<p>市が審査のうえ、補助金交付可否、補助金額を決定し、本庄市自発的活動支援事業補助金交付決定（不交付）通知書（様式第2号）により通知する。</p>
③実績報告	<p>事業の完了後、実績報告書・決算書等の必要書類を障害福祉課に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本庄市自発的活動支援事業補助金実績報告書（様式第3号） 2 収支決算書 3 領収書等支出を証明できる資料 4 事業の実施内容の分かる資料

	* 補助事業に関する領収書・帳簿等については、5年間の保存が必要です。
④補助金確定	市が審査のうえ、補助金額を確定し、本庄市自発的活動支援事業補助金確定通知書（様式第4号）により通知する。
⑤補助金交付	確定通知を受けた団体は、本庄市自発的活動支援事業補助金請求書（様式第5号）を障害福祉課に提出し、請求する。